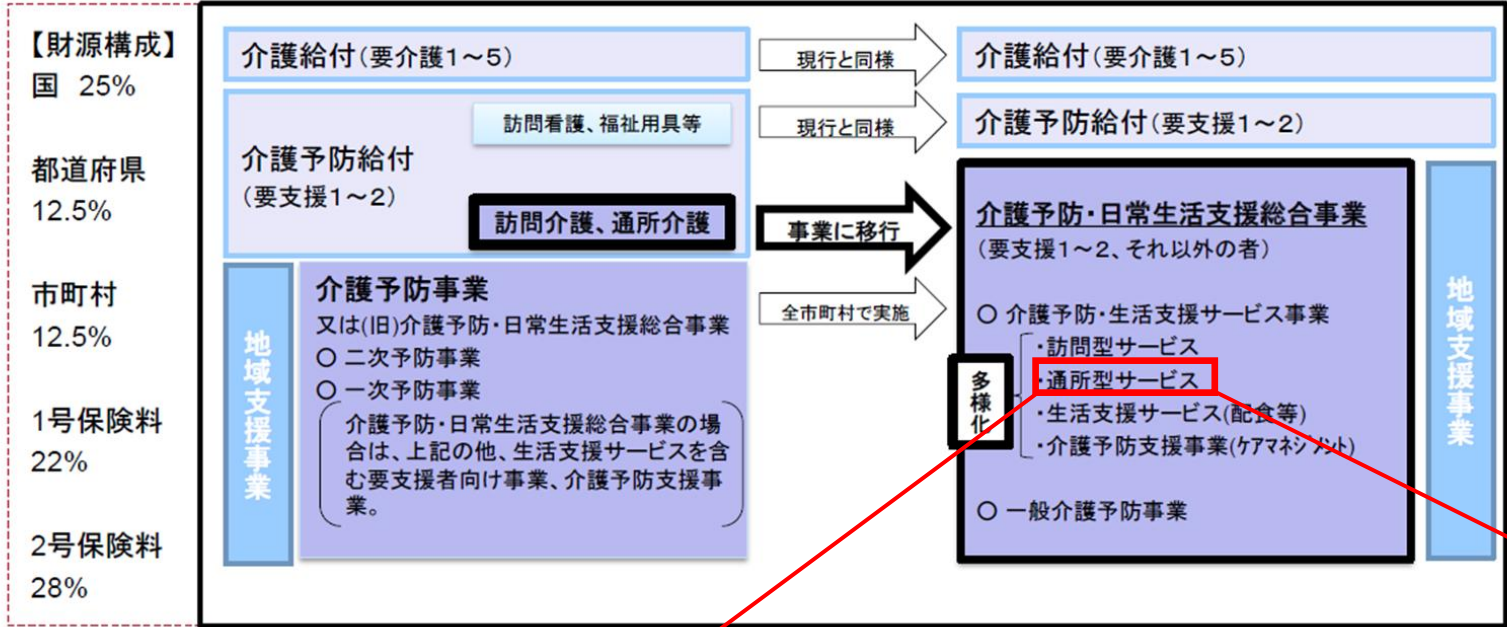


総合事業とは

- 介護予防給付のうち介護予防訪問介護(ヘルパー)及び介護予防通所介護(デイサービス)は、訪問型サービス(ヘルパー)、通所型サービス(デイサービス)として介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に位置づけられる。
- 国基準から市基準に移行したことにより、地域のニーズに応じた支援体制の構築が可能となった。
- 本市においては、平成29年4月より実施している。

現行制度との比較



通所型サービス	今回の改定対象	
サービス種類	従前相当通所型サービス	基準緩和通所型サービス
サービス内容	○従前の介護予防通所介護と同様	○軽体操 ○レクリエーション ○健康チェック等 ※身体介護、機能訓練、入浴、食事の提供は実施しない
報酬設定	厚生労働大臣が定める基準	従前相当サービスの80%相当

質問事項	大阪市	神戸市	尼崎市	西宮市	宝塚市	川西市	芦屋市	三田市
従前相当の時間に関する要綱規定	あり	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし
	3時間未満の場合の単位を規定、 (70分の100) を乗じた単位)	3時間未満の場合の単位を規定、 (85分の100) を乗じた単位)	最低3時間とする規定	なし	なし	なし	なし	なし
短時間型サービス事業所参入状況	複数	複数	要綱規定のため参入不可	1単位1時間のサービス 1カ所指定	1単位2時間のサービス 2カ所	短時間型はない	短時間型はない	短時間型はない

大阪市 (70/100)

→通所介護における2時間以上3時間未満の減算を参考(千葉市も同様)

要支援 1

通常 **1798**単位/月

短時間 **1259**単位/月

要支援 2

通常 **3621**単位/月

短時間 **2535**単位/月

神戸市 (85/100)

→ワーキンググループで選定

要支援 1

通常 **1798**単位/月

短時間 **1528**単位/月

要支援 2

通常 **3621**単位/月

短時間 **3078**単位/月

伊丹市 (案) (70/100)

要支援 1

通常 **1798**単位/月(436単位/回)

短時間 **1259**単位/月(306単位/回)

要支援 2

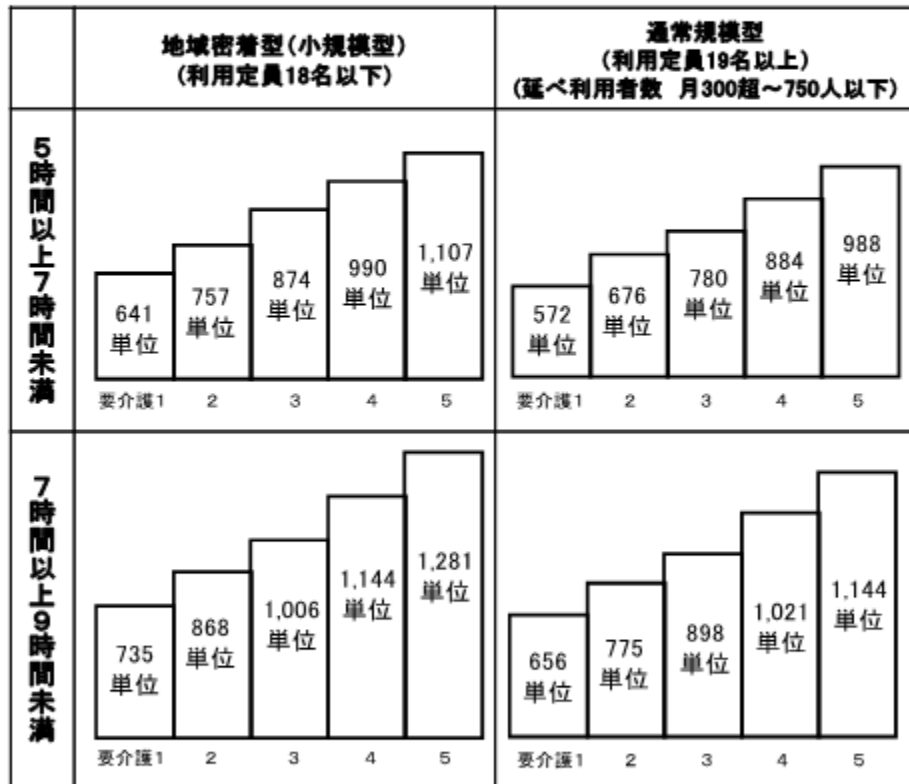
通常 **3621**単位/月(447単位/回)

短時間 **2535**単位/月(313単位/回)

通所介護の報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

サービス提供時間、利用者の要介護度及び
事業所規模に応じた基本サービス費(例)



利用者の状態に応じたサービス提供や
事業所の体制に対する加算・減算



入浴介助を行った場合
(50単位)

中重度者の受入体制
(45単位)

個別機能訓練の実施
(46単位、56単位)

認知症高齢者の受入
(60単位)

栄養状態の改善のための計画的な栄養管理、口腔機能向上への計画的な取組
(150単位)

延長サービス(9時間以上~最大14時間まで)の実施
(50単位~250単位)

介護福祉士や3年以上勤務者を一定割合以上配置(サービス提供体制強化加算)
(介護福祉士5割以上:18単位
介護福祉士4割以上:12単位
勤続年数3年以上3割以上:6単位)

介護職員処遇改善加算
(加算Ⅰ:5.9%
加算Ⅱ:4.3%
加算Ⅲ:2.3%
加算Ⅳ:加算Ⅲ×0.9
加算Ⅴ:加算Ⅲ×0.8)

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(▲30%)

事情により、2~3時間の利用の場合
※3~5時間の単位から ▲30%

同一建物減算
(▲94単位)

送迎を行わない場合
(▲47単位)

※1: サービス提供時間には、その他、3時間以上5時間未満がある(2時間以上3時間未満もあるが、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者)に実施。

※2: 事業所規模には、その他、前年度の平均利用延人員数が900人/月以内の大規模型(Ⅰ)と901人/月以上の大規模型(Ⅱ)がある。

※3: サービス提供時間には、送迎の時間は含まれない。

(追記)
※平成30年の報酬改定による細分化で4~5時間の単位から▲30%に。